

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2章 総務部 (総務課)</p> <p>第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(9) (略) (10) その他他の部、課及び室の所掌に属しない事務を処理すること。</p> <p>(中 略)</p> <p>(人事課)</p> <p>第5条 人事課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(6) (略) (7) ハラスメントに関すること。 (8)～(22) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(プロパティ運用課)</p> <p>第20条 プロパティ運用課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) (略) (5) 本部構内(文系・理系)共通事務部の施設整備等に係る支援に関すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(入試企画課)</p> <p>第25条 入試企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)・(2) (略) (3) <u>大学入試センター試験の実施に関すること。</u> (4)・(5) (略)</p> <p>第7章 研究推進部 (研究推進課)</p> <p>第26条 研究推進課においては、次の事務をつかさどる。 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) } (略) (4) } (5) } (6) }</p> <p>(7) その他研究推進部の所掌事務で<u>研究倫理・安全推進室及び産官学連携課の所掌に属しない事務</u>を処理すること。</p> <p><u>(研究倫理・安全推進室)</u></p> <p>第27条 研究倫理・安全推進室においては、次の事</p>	<p>第2章 総務部 (総務課)</p> <p>第2条 } (同 左) (1)～(9) } (10) その他他の部、課及び室の所掌に属しない事務(<u>リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関するものを除く。</u>)を処理すること。</p> <p>(人事課)</p> <p>第5条 } (同 左) (1)～(6) } (7) <u>ハラスメントの防止に係る啓発に関すること。</u> (8)～(22) (同 左)</p> <p>(プロパティ運用課)</p> <p>第20条 } (同 左) (1)～(4) } (5) 本部構内(文系・理系)共通事務部<u>及び吉田南構内共通事務部</u>の施設整備等に係る支援に関すること。 (6) (同 左)</p> <p>(入試企画課)</p> <p>第25条 } (同 左) (1)・(2) } (3) <u>大学入学共通テストの実施に関すること。</u> (4)・(5) (同 左)</p> <p>第7章 研究推進部 (研究推進課)</p> <p>第26条 } (同 左) (1)・(2) } (3) <u>競争的資金等の適正管理に関すること。</u> (4) <u>公正な研究活動の推進に関すること。</u> (5) } (同 左) (6) } (7) } (8) }</p> <p>(9) その他研究推進部の所掌事務で産官学連携課の所掌に属しない事務(<u>ライフサイエンス研究規範の管理及び安全保障輸出管理に関するものを除く。</u>)を処理すること。</p>

改正前	改正後
<p><u>務をつかさどる。</u></p> <p><u>(1) 競争的資金等の適正使用に関すること。</u></p> <p><u>(2) 公正な研究活動の推進に関すること。</u></p> <p><u>(3) 安全保障輸出管理に関すること。</u></p> <p><u>(4) ライフサイエンス研究管理に関すること。</u></p> <p><u>(5) 利益相反に関すること。</u></p> <p>(産官学連携課)</p> <p>第28条 産官学連携課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第8章 プロボストオフィス (プロボストオフィス)</p> <p>第29条 プロボストオフィスにおいては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第9章 監査担当事務室 (監査担当事務室)</p> <p>第30条 監査担当事務室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p><u>(1) 内部監査に関すること。</u></p> <p><u>(2) 監事監査の支援に関すること。</u></p> <p><u>(3) 公益通報に関すること。</u></p> <p>第10章 公正調査監査室 (公正調査監査室)</p> <p>第31条 公正調査監査室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 競争的資金等の<u>適正使用</u>に関すること(研究推進部<u>研究倫理・安全推進室</u>の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(2) 公正な研究活動の推進に関すること(研究推進部<u>研究倫理・安全推進室</u>の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(3) 内部監査に関すること(<u>監査担当事務室の所掌</u>に属するものを除く。)</p> <p>(4) 公益通報に関すること(<u>監査担当事務室の所掌</u>に属するものを除く。)</p> <p>第11章 その他</p> <p>第32条 第2条から前条までに定める事務組織における事務の分掌は、当該事務を掌理する部長、プロボストオフィス室長、<u>監査担当事務室長</u>又は公正調査監査室長が定める。</p>	<p>(産官学連携課)</p> <p>第27条 } (同 左)</p> <p>(1)～(6) } 第8章 プロボストオフィス (プロボストオフィス)</p> <p>第28条 } (同 左)</p> <p>(1)・(2) }</p> <p>第9章 公正調査監査室 (公正調査監査室)</p> <p>第29条 } (同 左)</p> <p>(1) 競争的資金等の<u>適正管理</u>に関すること(研究推進部<u>研究推進課</u>の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(2) 公正な研究活動の推進に関すること(研究推進部<u>研究推進課</u>の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(3) 内部監査に関すること。</p> <p>(4) 公益通報に関すること。</p> <p><u>(5) 監事監査の支援に関すること。</u></p> <p><u>(6) ハラスメントに関すること(総務部人事課の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p>第10章 その他</p> <p>第30条 第2条から前条までに定める事務組織における事務の分掌は、当該事務を掌理する部長、プロボストオフィス室長又は公正調査監査室長が定める。</p> <p>附 則 この規程は、令和2年6月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p>